

石 川 県 知 事 様

石川県教育委員会委員長

地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づく協議について

平成 2 0 年 4 月 1 日から貴職の権限に属する事務の一部につき、下記のとおり新たに委任又は委任内容の変更をしていただきたく、地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定により、協議します。

記

( 1 ) 新たに委任

次の左欄に掲げる者に当該右欄に掲げる事務を委任

委任を受ける者	事務の内容
石川県教育委員会	石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家、石川県立能登少年自然の家及び石川県立自然史資料館の維持管理に関する事務

( 2 ) 委任内容の変更

次の左欄に掲げる者に当該右欄に掲げる事務を委任

なお、地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づく協議について(昭和 4 6 年 3 月 1 2 日付け総発第 1 5 7 号)は廃止する。

委任を受ける者	施設の名称	事務の内容	
石川県立生涯学習センター館長	石川県立生涯学習センター	使用料の減免	
石川県教育委員会	石川県立白山青年の家 石川県立白山ろく少年自然の家 石川県立鹿島少年自然の家 石川県立能登少年自然の家	使用料の承認、納付方法の承認及び減免基準の承認	
	体育施設	石川県立野球場 石川県西部緑地公園 陸上競技場	使用料の減免
	上記以外の体育施設	使用料の承認及び減免基準の承認	